

**KDDI クラウドプラットフォームサービス
利用規約**

令和7年12月19日

KDDI株式会社

目次

- 第1条 本規約の適用
- 第2条 本規約の変更
- 第3条 本規約等の効力
- 第4条 用語の定義
- 第5条 本契約の単位
- 第6条 本申込み
- 第7条 本契約の申込の承諾
- 第8条 本契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第9条 本契約者が行う本契約の解除
- 第10条 破産等による本契約の解除
- 第11条 当社が行う本契約の解除
- 第12条 本サービスの変更、廃止等
- 第13条 本契約の契約内容の変更
- 第14条 本契約者の届出内容の変更
- 第15条 本契約の承継
- 第16条 その他の提供条件
- 第17条 付加機能の提供
- 第18条 本サービスの遅延、利用中止及び利用制限
- 第19条 本サービスの利用停止
- 第20条 料金等
- 第21条 料金等の支払義務
- 第22条 料金等の計算方法等
- 第23条 割増金
- 第24条 延滞利息
- 第25条 損害賠償・責任の制限
- 第26条 承諾の限界
- 第27条 利用に関わる本契約者の義務
- 第28条 本契約者等の氏名等の通知
- 第29条 本契約者等に関わる情報の利用
- 第30条 分離可能性
- 第31条 準拠法
- 第32条 法令に規定する事項
- 第33条 紛争解決
- 第34条 秘密保持
- 第35条 反社会的勢力の排除

別記

料金表

通則

- 第1 基本料
- 第2 付加機能利用料
- 第3 一時金

附則

(本規約の適用)

第1条 KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）は、このKDDI クラウドプラットフォームサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。この本規約は、本契約者と当社との間で締結される本契約の一切に適用されます。

(本規約の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、本規約を変更することができます。なお、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、あらかじめウェブサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。この場合には、本サービスの利用等に係る契約条件は、変更後の本規約によります。

- 2 当社は、本規約の変更を行う場合、あらかじめ当社の指定するホームページに掲示することにより、個別の周知に代えることができるものとします。
- 3 本契約者は、第1項の規約変更の効力発生日以降も本サービスを利用した場合、当該変更に同意したものとし、本契約者と当社との間で変更後の規定に基づく本契約の効力が発生するものとします。
- 4 第1項にかかわらず、本規約の変更が本契約者にとって本契約の重大な不利益変更となる場合、本契約者は、当社に対し当社所定の方法で通知して利用契約を将来に向けて直ちに解約することができ、その際には第9条が適用されないものとします。

ただし、変更後の本規約の効力発生日以降は、本項本文に基づく解約をすることはできないものとします。

(本規約等の効力)

第3条 本規約とサービス申込書に矛盾抵触がある場合、サービス申込書の内容が優先するものとします。

- 2 本規約とサービス仕様書に矛盾抵触がある場合、本規約の内容が優先するものとします。
- 3 FUJITSU Hybrid IT Service cloud service : Data protection Addendum等又は付加機能特約条項等が当社との利用契約の一部を構成する場合であって、本規約とこれらの規約に矛盾抵触がある場合、その関連する範囲に限り、本規約の内容が優先するものとします。
- 4 本規約、FUJITSU Hybrid IT Service cloud service : Data protection Addendum等又は付加機能特約条項等の内容が変更された場合、当然に変更後の内容が適用されるものとします。
- 5 本規約に定めのない事項については、FUJITSU Hybrid IT Service cloud service : Data protection Addendum等及び付加機能特約条項等が適用されるものとします。

(用語の定義)

第4条 本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
----	-------

1 本サービス	当社のハードウェアに本表第4欄に定めるFUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-Vの技術を附加して、当社が本契約者に対し本邦内で提供するサービスであって、本規約に基づき提供されるクラウド製品及びクラウドサービス（第17条に定める付加機能を提供する場合には、当該付加機能を含みます。）をいい、本規約に基づくサービス仕様書及びサービス申込書に記載されるもの。 なお、本サービスは当社がクラウドプラットフォームサービス契約約款第3条に定めるクラウドプラットフォームサービスの後継サービスである。
2 サービス仕様書	本規約に基づき当社が提供する本サービスの定義、内容又は提供条件を定めるために作成された法的文書をいい、本規約の一部を構成するもの
3 サービス申込書	当社が定めた様式によるものであって、本申込みをしようとする者が当社に対し、本申込みを行うための書面
4 FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-V	富士通株式会社（以下「富士通社」といいます。）が提供する本表第5欄に定めるFUJITSU Hybrid IT Service クラウドサービス利用規約の規定に基づき提供されるクラウドサービス
5 FUJITSU Hybrid IT Service クラウドサービス利用規約	富士通社がクラウド製品及びクラウドサービス（FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-Vを含みます。）を提供する目的で定められた契約文書
6 本サービス設備	本サービスを提供するために当社が設置し、使用する設備
7 アカウント	当社が本規約に基づき本契約者に付与するアカウント
8 契約者識別符号	本サービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社が本サービス契約に基づいて当該契約者に割り当てるもの
9 本契約	本規約に基づき成立する本サービスの利用契約
10 本契約者	当社と本契約を締結している者
11 本申込み	本契約者が本規約に基づきサービスを利用するために行う申込み
12 本申込者	本規約に基づきサービスの利用申込みを行った者
13 本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
14 FUJITSU Hybrid IT Service cloud service : Data protection Addendum等	本サービスの提供にあたり本契約者が同意し、遵守する「FUJITSU Hybrid IT Service cloud service : Data protection Addendum」、「FUJITSU Hybrid IT Service クラウドサービス利用規約」、「個人情報保護ポリシー」、「ニフクラ基本利用規約」、「ニフクラサービス利用規約」及びその他富士通社の定める規約の総称
15 付加機能特約条項等	当社が本契約者に対し第17条に定める付加機能を提供するために提示する富士通社及び富士通社以外の販売会社（当社が別に定める者に限ります。以下「富士通社等」といいます。）が規定する利用規約の総称
16 本規約等	本規約、FUJITSU Hybrid IT Service cloud service : Data protection Addendum等及び付加機能特約条項等の総称

17 料金月	1の歴月の起算日(当社が本契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいい ます。以下同じとします。)から次の歴月の起算日の前日までの間
18 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号) 及び同法に関する法令の規定に基づ き課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号) 及び 同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(本契約の単位)

第5条 当社は、一つの契約者識別符号ごとに一つの本契約を締結します。

(本申込み)

第6条 本申込みをするときは、契約事務を行う本サービス取扱所に対し、当社所定の申込み及びその申込み内容を確認するために当社が別に定める事項の提出をしていただきます。

2 本申込者は、本申込みと同時に、FUJITSU Hybrid IT Service cloud service : Data protection Addendum等に同意したうえ本規約等に基づき、本サービスの利用の申込みを実施したものとみなします。

(本申込みの承諾)

第7条 当社は、本申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、当社は本申込みを承諾する義務を負わず、次の各号に該当するとき及びその他の場合には、本申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は本申込みを承諾しない理由を開示・通知等する義務を負わないものとします。本申込みをした者が本サービスに関わる料金その他の債務(以下「料金等」といいます。)の支払いを現に若しくは過去に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (1) 本申込みをした者が本規約等の定めに基づき本サービスの全部又は一部の利用を停止されたことがあるとき、又は当社から本契約を解除されたことがあるとき。
- (2) 本申込みをした者がその本申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
- (3) 保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (4) 第27条(利用に関わる本契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) 本申込者が本規約等に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (6) 本申込みをした者が本規約等に同意しないとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(本契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第8条 本契約者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位又はこれに基づく権利若しくは義務を、第三者に対し、譲渡、移転、承継、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。

2 当社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡し、又は承継する場合、当社と本契約者との間の契約上の地位並びにこれに基づく権利及び義務、本契約者の情報を当該第三者に譲渡又は承継できるものとし、本契約者は、これに予め同意するものとします。

(本契約者が行う本契約の解除)

第9条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法によ

り、契約事務を行う本サービス取扱所に通知していただきます。

(破産等による本契約の解除)

第10条 当社は、本契約者について、破産法、民事再生法若しくは会社更生法の適用の申し立て又は私的整理の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその本契約を解除できるものとします。

(当社が行う本契約の解除)

第11条 当社は、次のいずれかの場合に該当するときは、本契約を解除することができます。

- (1) 第19条(本サービスの利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された本契約者がなおその停止事由を解消しないとき。
 - (2) 当社が別記1に定める禁止行為が行われたことを知ったとき。
 - (3) 当社の本契約に重大な契約違反があるとき又はFUJITSU Hybrid IT Service cloud service : Data protection Addendum等に重大な契約違反があるとき。
 - (4) 理由の如何を問わず、富士通社から指定された場合又はその他当社がやむを得ないと認める事情が発生したとき。
- 2 当社は、本契約者が（本申込みをした者を本契約者に読み替えた場合において）第7条第2項各号の規定のいずれかに該当する場合は、前項第1号の規定にかかわらず、第19条に規定する本サービスの利用停止を行わず、その本契約を解除することができます。
- 3 当社は、前2項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(本サービスの変更、廃止等)

第12条 当社は、当社又は本契約者の責めによらない理由により本サービスの全部又は一部の提供ができなくなったとき（FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-Vのサービス又は当社が本サービスを提供するにあたり利用している他社のサービスの変更又は廃止を含みますがこれに限られません。）は、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内で、その本サービスの全部若しくは一部を変更し、又は本サービスの全部若しくは一部の廃止を行うことがあります。

- ただし、本サービスについて、本契約者から本契約の全部又は一部を解除する旨の通知があったときはこの限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定により、現に提供中の本サービスの全部又は一部についてその提供条件の変更又は廃止をするときは、あらかじめ、その旨を本契約者に通知します。

(本契約者による契約内容の変更)

第13条 本契約者は、本契約の契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により契約事務を行う本サービス取扱所に申し出いただきます。この場合、当社がかかる変更に承諾した時点をもって、本契約の変更の効力が発生することとします。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第7条（本申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(本契約者の届出内容の変更)

第14条 本契約者は、本契約者等の氏名・名称・住所若しくは居所・メールアドレス又は

請求書の送付先等に変更があったときは、その旨を速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出させていただきます。

- 2 本契約者から前項に基づく届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を当社に提示していただくことがあります。
- 3 本契約者が第1項に定める届出を怠り、又は事実と異なる届出を行ったことにより当社が本契約者等に宛てて送付した書面又は電子メールによる通知が到達せず又は延着となった場合においても、通常その到達すべき時に本契約者等に到着したものとして取り扱うことに同意していただきます。

(本契約の承継)

第15条 相続又は法人の合併若しくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出させていただきます。

(その他の提供条件)

第16条 本契約に関わるその他の提供条件については、別記に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

(付加機能の提供)

第17条 当社は、本契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第2 付加機能利用料に規定するところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した本契約者が、第2に定める付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - (3) 本申込みをした者が付加機能特約条項等に規定する内容に同意又は遵守しないとき。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第7条（本申込みの承諾）各項の規定に準じて取り扱います。

(本サービスの遅延、利用中止及び利用制限)

第18条 当社は、次の場合には、本契約による本サービスの利用の全部又は一部を遅延、中止又は制限することがあります。当社又は富士通社の本サービスに関する設備の保守上やむを得ないとき。

- (1) 理由の如何にかかわらず、富士通社からの請求又は判断により、利用を遅延、中止又は制限するとき。
 - (2) FUJITSU Hybrid IT Service cloud service : Data protection Addendum等又は付加機能特約条項等に基づきその利用が制限されるとき。
 - (3) 天災・事変その他の非常事態が発生したとき、通信が著しく輻輳したとき又はその他当社が必要と認めたとき。
 - (4) その他当社が別に定める条件に該当するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を遅延、中止し又は制限するときは、あらかじめそのことを本契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合及び富士通社の

請求又は判断で遅延、中止又は制限を行う場合は、この限りでありません。

(本サービスの利用停止)

第19条 当社は、本契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第21条（料金等の支払義務）第1項に定める料金等について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 本契約者が第27条（利用に関わる契約者の義務）の規定に違反し、又は当社と契約を締結している他の本サービスの利用に関して契約上の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (3) 本契約者が当社と契約を締結している他のサービス又は締結していた他のサービスに係る料金支払債務等その他当社との契約により本契約者が当社に対して負う責務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 前各号のほか、本規約の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の本契約を締結している本契約者が、そのいずれかの本契約において、本規約等の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、そのすべての本契約に関わる本サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を本契約者に通知します。
- ただし、第1項第2号若しくは前項の規定により本サービスの利用停止をする場合であって、緊急やむを得ないときはこの限りでありません。

(料金等)

第20条 当社が提供する本サービスに係る料金は、基本料、付加機能利用料及び一時金とし、料金表に定めるところによります。

(料金等の支払義務)

第21条 本契約者は、当社に対し、料金表通則に定めるところに従い、料金等を支払うものとします。

- 2 本契約者は、その本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能にあっては、その付加機能の提供を開始した日をいいます。以下この条において同じとします。）から起算して本契約の解除があった日（付加機能にあっては、その付加機能の廃止があった日をいいます。以下この条において同じとします。）までの期間（本サービスの提供を開始した日と本サービスの解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供する本サービスの態様に応じて、料金表に定める基本料、付加機能利用料及び一時金の支払いを要します。

ただし、本規約又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りでありません。

- 3 前項の期間において、当社が別途認める場合を除き、いかなる理由（第18条（本サービスの遅延、利用中止及び利用制限）又は第19条（本サービスの利用停止）により本サービスを利用することができない状態が生じたときを含みますがこれに限りません。）であっても本契約者は、その期間中の料金等の支払いを要します。

ただし、料金表 通則14（サービス品質）に特段の定めがある場合は、この限りであります。

ません。

(料金等の計算方法等)

第22条 料金等の計算方法並びに料金等の支払方法は、本規約に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第23条 本契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第24条 本契約者は、料金等(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(損害賠償・責任の制限)

第25条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(当該本サービス契約に係る本サービス設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したときに限り、当該本契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連續した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料(料金表に定める定額基本利用料及び定額付加機能利用料のことをいいます。以下同じとします。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社は、本サービス設備に蓄積されたデータが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いません。
- 4 当社は、本サービスにおいて提供する機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。
- 5 当社は、本契約者が第14条第1項に定める届出を怠り、又は事実と異なる届出を行ったことにより、本契約者が不測の不利益を被ったとしても、当社に故意又は重大な過失がない限り、当社はその責任を一切負いません。
- 6 当社は、本規約等の変更により、本契約者の有する設備等の改造又は変更等を要することとなった場合、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

(承諾の限界)

第26条 当社は、本契約者から本規約の規定に基づく請求があつた場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき(経済合理性に照らして困難なときを含みます。)は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした本契約者に通知します。

(利用に関わる本契約者の義務)

第27条 本契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) アカウント又はパスワード(アカウントの認証に用いる英字、数字及びその他の当社が指定する文字により構成された文字列をいいます。)について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ること。
 - (2) 違法に、又は公序良俗に反する態様で(これらの可能性がある場合を含みます。)、本サービスを利用しないこと。
 - (3) 本契約者が、本サービスの全部又は一部を本契約者以外の者に使用させる場合は、その本サービスを使用する第三者に対し本規約に基づき自己が負う義務と同等の義務を課すこと。また、本契約者は、その本サービスを使用する者の行為についても、当社に対して全責任を負うこと。
- 2 当社は、本契約者の行為が別記1に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第2号の義務に違反したものとみなします。
 - 3 本契約者は、前2項の規定に違反又は本契約者の帰責事由に基づき、当社及び第三者に与えた損害(合理的な弁護士費用を含みます。)について、一切の責任を負っていただきます。
 - 4 本契約者は、前3項の規定に違反して当社又は富士通社の設備等を紛失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充・修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

(本契約者の氏名等の通知)

第28条 本契約者は、富士通社等から要請があつたときは、本契約者の氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスその他の連絡先等並びに本サービスに関する問い合わせ内容及び本契約者の料金等の支払状況を富士通社等に通知することについて同意していただきます。

- 2 富士通社は、前項の規定により取得した本契約者に関する情報をFUJITSU Hybrid IT Service cloud service : Data protection Addendum等により取扱います。
- 3 富士通社以外の販売会社は、第1項の規定により取得した本契約者に関する情報を付加機能特約条項等により取扱います。

(本契約者等に関わる情報の利用)

第29条 当社は、本契約者に関する氏名若しくは名称・電話番号・住所若しくは居所・メールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、本契約の締結及び履行、料金等の適用又は請求その他本サービスの販売、提供に関わる業務の遂行上必要な範囲及び当社のプライバシーポリシーに定める利用目的の範囲で利用します。なお、当社は当該業務の遂行上必要な範囲にて、個人情報の取扱いを富士通社に対して第三者提供することがあります。

なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシー (<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>)において定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、当社が当該業務を委託している者に提供し、当該委託先による利用を含みます。

(分離可能性)

第30条 本規約のいずれかの条項の全部又は一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約における残りの条項、及び条項の一部が無効又は執行不能と判断された場合の当該条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

(準拠法)

第31条 本規約及び本契約の準拠法は、日本法とします。

(法令に規定する事項)

第32条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(紛争解決)

第33条 本規約又は本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(秘密保持)

第34条 本契約者は、本サービスの提供に関して、当社又は富士通社等から開示された秘密情報を第三者に開示若しくは漏洩し、又は本サービスの利用の目的以外に使用してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービスの提供に関して開示された技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。

2 本契約者は、本サービスの終了、本契約の解除その他の事由により本契約が終了した場合、当社の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第35条 本契約者は、当社に対して、以下の各号の事項を表明し、確約するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会勢力等」といいます。）ではなく、将来にわたって該当しないこと。
- (2) 反社会勢力等によって経営を支配される関係、反社会勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係、自己若しくは第三者の不正の利益を図り若しくは第三者に損害を加えるなど、反社会勢力等を利用している関係、反社会勢力等に

対して資金等を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与、その他役員等又は経営に実質的に関与している者が反社会勢力等との社会的に非難されるべき関係を有しておらず、将来にわたっても有しないこと。

- (3) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと。
- 2 当社は、本契約者が前項に違反した場合、利用者に何らの通知又は催告なく、本契約の解除その他当社が必要と判断する措置を講じるできるものとします。
- 3 第1項に違反した本契約者は、当該違反に起因又は関連して当社に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

別記

1 本契約者の禁止行為

本契約者は、本規約に定める禁止行為のほか、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する当社又は富士通社の設備に妨害を与える行為、その他本サービス又は本サービス運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権(特許権・実用新案権・著作権・意匠権・商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (8) 猥亵若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像・音声・文字・文書等を送信・記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告・宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為・暴力行為・残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15) 当社の事前の書面による承諾なく、本サービスを再販売する行為や第三者に本サービスを利用させる行為
- (16) 本サービスに関連するソフトの組成や構造の分析、解析、リバースエンジニアリング等に該当する行為
- (17) その他法令又は本規約等に違反する行為
- (18) (1)から(17)までのいずれかに該当する行為を助長する行為
- (19) その他当社が不適当であると合理的に判断する行為

料金表

通則

(料金等の計算方法)

- 1 当社は、料金等は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、定額利用料及び加算基本額の日割りを行いません。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 4 当社は、料金等については料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 5 当社は、料金等その他の計算については税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。

(端数処理)

- 6 当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合はこの限りでありません。

(料金等の支払い)

- 7 本契約者は、料金等について当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 9 当社は、支払われた金額についてその充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 10 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することができます。

(料金等の一括後払い)

- 11 当社は、前項の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、本契約者の承諾を得て2カ月以上の料金等を、当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 12 料金等の支払いを要するものとされている額は、税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)とします。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず臨時にその料金等を減免することができます。この場合、当社は、本サービス取扱所における掲示又は当社ウェブサイト上に掲載する等の方法により、その旨を周知します。

(サービス品質)

14 当社は、当社が本サービスの提供において、本サービスの月間稼働率が規定の稼働率に満たなかった場合、当社が別に定める方法により、本サービスに係る品質保証を行います。ただし、その本サービスについて、本サービスの遅延、利用中止、利用制限又は利用停止があったときは、この限りではありません。

(料金等の請求)

15 本契約者は、本サービスの解除があった場合は、解除があったときまでに着手した部分について、一時金を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

16 本サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、本規約、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き (<https://biz.kddi.com/support/payment/>)」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「WEB d e 請求書ご利用規約」又は「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

第1 基本料

1 適用

基本料の適用については、第21条(料金等の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
基本料の算定	<p>ア 基本料は、料金表 1 基本料 2料金額 (1)定額基本利用料と(2) 加算基本額に係るものを加算して算定するものとします。</p> <p>イ 当社は、(1) 定額基本利用料及び(2) 加算基本額を適用するにあたって、次の当社のウェブサイト等で定めたとおり細目を定めます。</p> <p>ウ 第21条(料金等の支払義務)の規定にかかわらず、本契約者は本サービス契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日が属する料金月においては、基本料の支払いを要しません。</p>

2 料金額

(1) 定額基本利用料

次の当社のウェブサイトに規定する料金額

<https://biz.kddi.com/service/kddi-cloud-platform/charge>

(2) 加算基本額

次の当社のウェブサイトに規定する料金額

<https://biz.kddi.com/service/kddi-cloud-platform/charge>

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については第21条(料金等の支払義務)の規定によるほか次表の通りとします。

区分	内 容
付加機能利用料の算定	<p>ア 付加機能利用料は、料金表 第2 付加機能利用料 2 料金額 (1) 定額付加機能利用料に定めるものとします。</p> <p>イ 本契約者は、当社所定の方法で、次の当社のウェブサイト等で定める付加機能を選択していただきます。</p> <p>https://biz.kddi.com/service/kddi-cloud-platform/charge</p>

2 料金額

(1) 定額付加機能利用料

次の当社のウェブサイトに規定する料金額

<https://biz.kddi.com/service/kddi-cloud-platform/charge>

第3 一時金

(1) 適用

本契約に係る一時金の適用について、第21条（料金等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
本契約に係る一時金の算定	<p>ア 本契約に係る一時金（本契約者が本申込みをした場合に適用される、当社が本サービス又は付加機能の提供のために行う設定等に関する費用をいいます。以下同じとします。）は、料金表 第3 一時金 2 料金額（1）通常費用及び（2）利用初期費用に定めるものとします。</p> <p>イ 当社は、本契約に係る一時金を適用するにあたって、次の当社のウェブサイト等で定めたとおり細目を定めます。 https://biz.kddi.com/service/kddi-cloud-platform/charge</p> <p>ウ 第21条（料金等の支払義務）の規定にかかわらず、本契約者は当社が別に定める品目について、一時金の支払いを要しません。</p>

2 料金額

(1) 通常費用

次の当社のウェブサイトに規定する料金額

<https://biz.kddi.com/service/kddi-cloud-platform/charge>

(2) 利用初期費用

次の当社のウェブサイトに規定する料金額

<https://biz.kddi.com/service/kddi-cloud-platform/charge>

附 則

(実施期日)

本規約は、令和7年12月19日から実施します。

以 上